



# 再就職手当

をご活用ください!!

## 給付額は

基本手当

の日額 ※1



所定給付日数

の支給残日数



60%

又は

70% ※2

※1 再就職手当に係る基本手当日額には上限額があります。

※2 就職等をする前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数により給付率が異なります。支給日数を所定給付日数の

3分の2以上残し、早期再就職→支給残日数の70%の額

3分の1以上残し、早期再就職→支給残日数の60%の額

もしも、基本手当4,000円、所定給付日数90日の方が、支給残日数72日の状態で就職されたら・・・

201,600円が支給されます。(4,000円×72日×70%)

(上記はあくまで一例です。実際の給付の金額は個人ごとの基本手当日額や支給残日数により異なります。)

## 支給時期は

**再就職手当支給申請書をご提出いただいてから約1ヶ月後**

- ①就職決定時、8番窓口で就職手続きを行う。(原則就職の前日に来所)
- ②再就職手当の申請用紙を受け取る。
- ③再就職先の事業主からの証明を受け、再就職手当支給申請書等を8番窓口へ提出する。(郵送可能)
- ④ハローワークにおいて内容の審査後、不備がなければ、約1ヶ月で支給。  
(状況により、支給までの期間が前後することがございます。)

再就職手当の支給には所定の要件があり、全て満たしていなければ支給されません。

詳細については、8番窓口又は受給資格者のしおりでご確認ください。



ハローワーク大阪西